

別記2 卸売市場等支援タイプ

I 各取組共通事項

第1 取組の概要等

1 取組の概要

卸売市場等支援タイプ（以下「本対策」という。）での取組の概要は、Ⅱ－1の第1及びⅡ－2の第1に定めるところによるものとする。

2 取組の実施基準、成果目標の基準及び目標年度

（1）取組の実施基準及び成果目標の基準

取組の実施基準の成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準は、強い農業づくり総合支援交付金のうち卸売市場等支援タイプの配分基準について（令和4年4月1日付け3新食第2271号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知。以下「卸売市場等支援タイプ配分基準通知」という。）の別表1並びにⅡ－1の第2及びⅡ－2の第2において定めるものとし、卸売市場等支援タイプ配分基準通知の別表1による達成すべき成果目標はいずれか2つまでを選択することができる。

（2）目標年度

事業完了年度（卸売市場の移転新設及び大規模整備に係る事業にあっては、事業全体の完了年度とする。）から3年以内（ただし、取扱数量の増加を目標とする場合は5年以内）とする。

3 取組の実施期間

施設の改良、造成又は取得（別表1のⅡにおいて「整備」という。）が完了するまでの期間とする。

第2 事業実施等の手続

1 事業実施計画の作成及び提出

（1）事業実施主体は、別表3－2に規定する項目その他必要な事項を内容とする事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

2 都道府県計画の作成及び提出

（1）都道府県知事は、1により提出された事業実施計画及び自らが事業実施主体となる事業の内容を踏まえ、別記1の別紙様式1号により、都道府県事業実施計画（以下「都道府県計画」という。）を作成し、別記1の別紙様式2号により地方農政局長等（北海道にあっては、農産局長等、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県の区域を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出し、その成果の妥当性について、地方農政局長等と協議を行うものとする。

（2）都道府県知事は、都道府県計画に関して都道府県が事業実施主体である場合にあっては、（1）の提出を行う際に、あわせて、都道府県計画の内容等についても、別記1の別紙様式1号及び別紙様式第2号により、地方農政局長等と協議を行うものとする。

ただし、特認団体（別表1のⅡの事業実施主体の欄に定める特認団体をいう。以下同じ。）として事業実施予定の団体が含まれる場合においては別記1の別紙様式3号による協議も併せて行うものとする。

（3）地方農政局長等は、（1）及び（2）の協議を受けた場合は、必要に応じ関係部局で構成する検討会等を開催して協議の内容を検討することとし、検討会等の運営に当たっては公平性の確保に努めるものとする。

ただし、複数年度にわたって事業を実施する事業実施主体の協議の内容の検討に当たっては、既に地方農政局長等との協議が調っている場合は、書類のみによる審査も可とする。

（4）都道府県知事は、成果目標の達成に資する場合には、本対策の範囲内で、都道府県計画の取組内容等を変更することができるものとする。

ただし、以下に掲げる場合にあっては、重要な変更として、（1）に準じた手続を行うものとする。

ア 成果目標の変更

イ 特認団体又は都道府県が実施する事業内容の変更

3 事業実施状況の報告

- (1) 事業実施主体は、本対策の実施年度から目標年度までの間における成果目標の達成状況について、別表4-2に定める項目も含めて、毎年度、当該年度における事業実施状況報告書により、1に準じて都道府県知事に報告するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)による報告を受けた場合には、その内容について点検し、成果目標の達成が困難と判断した場合等は、当該事業実施主体に対して改善計画を提出させるなど、適切な改善措置を講ずるものとする。
- (3) 都道府県知事は、1による報告の点検結果について、目標年度の翌年度の9月末までに、別記1の別紙様式4号及び5号により地方農政局長等に報告するものとする。
なお、(2)による改善措置を講じた場合は、改善措置内容についても、併せて報告するものとする。
- (4) 国は、都道府県知事に対し、(3)に定める報告以外に、必要に応じ、事業実施主体ごとの事業実施状況について、提出を求めることができるものとする。

4 取組の評価

- (1) 事業実施主体は、事業実施計画等の目標年度の翌年度において、事業実施計画等に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、別表4-2に定める項目を含めて評価報告を作成し、その結果を都道府県知事に報告するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)の報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、事業実施計画等に定められた目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていないときその他必要と判断したときは、当該事業実施主体に対して、別記1の別紙様式6号の2により改善計画を提出させ、適切な改善措置を講ずるとともに、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせるものとする。
- (3) 都道府県知事は、(2)に定める点検評価の結果について、目標年度の翌年度の9月末までに、別記1の別紙様式4号及び5号により地方農政局長等に報告するものとし、(2)に基づき改善措置を講じた場合には、改善措置内容についても、併せて報告するものとする。
- (4) 地方農政局長等は、(3)による報告を受けた場合には、遅滞なく関係部局で構成する検討会等を開催し、成果目標の達成度等の評価を行うこととし、その結果を踏まえ、必要に応じ都道府県知事を指導するとともに、当該評価結果及び指導内容を農産局長等に報告するものとする。
- (5) 地方農政局長等は、以下に該当する場合であって、事業実施主体から成果目標の変更又は評価終了の改善計画が提出され、検討会等に諮り、妥当と判断された場合には、成果目標を変更し、又は評価を終了することができることとする。

なお、成果目標の変更手続は、2の(4)の重要な変更に係る手続に準じて行うものとする。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

- (6) 農産局長等は、(4)の地方農政局長等からの報告を受けた場合には、評価検討委員会の意見を聴取しつつ、評価結果を取りまとめ、次年度の適正な対策の執行及び交付金の配分に反映させるものとする。
- (7) 都道府県知事及び地方農政局長等は、原則として事業評価を行った年度又は評価結果を取りまとめた年度に、その結果を公表するものとする。
- (8) 国は、本対策の効果的な実施に資するため、対策の実施効果その他必要な事項に関する調査を行うものとする。

第3 対策の適正な執行の確保

- 1 国は、本対策の適正な執行を確保するため、実施手続等について、別に定めるところにより、本対策の関係部局以外の者の意見を聴取し、その意見を本対策の運用に反映させるものとする。
- 2 都道府県は、1に準じて第三者の意見を聴く体制を整えるものとする。

ただし、他の方法により本対策の適正な執行が確保される場合は、この限りではない。

第4 附帯事務費

国は、予算の範囲内において、本対策の実施に関する事務及び指導等に要する経費の2分の1以内を附帯事務費として交付するものとする。

なお、交付の対象となる附帯事務費の額は、対象となる事業の総事業費に別表5-2に定める附帯事務費の率を乗じて得た額の範囲内の額とし、交付対象範囲は、別表6-2に定めるとおりとする。

第5 国の助成措置

- 1 国は、予算の範囲内において、成果目標の設定状況等に応じ、本対策の実施に必要な経費について、本要綱に定めるところにより交付金を交付するものとする。
- 2 都道府県知事は、交付を受けた交付金を市町村に対して交付する場合には、本要綱に準じて、市町村の自主性をいかした施策の展開を尊重した方法により交付するよう努めるものとする。
- 3 国は、都道府県に交付した交付金に不用額が生じることが明らかになったときは、交付金の一部若しくは全部を減額し、又は都道府県知事等に対し、既に交付された交付金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

第6 他の施策等との関連

本対策の実施に当たっては、次に掲げる施策等との関連及び活用に配慮するものとする。

- 1 野菜の構造改革対策に基づく施策
- 2 果樹産地構造改革の推進に関する施策
- 3 花き産業の振興に関する施策
- 4 農畜産物の需給の調整のための施策
- 5 環境保全型農業（有機農業を除く。）の推進に関する施策
- 6 株式会社日本政策金融公庫資金（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫資金）など農業金融に関する施策
- 7 男女共同参画社会の形成に関する施策
- 8 食品等流通の合理化を図るための施策
- 9 農林水産物・食品の輸出促進対策に関する施策
- 10 スマート農業の推進に関する施策
- 11 農福連携の推進に関する施策
- 12 有機農業の推進に関する施策
- 13 みどりの食料システム戦略に関する施策

第7 電子情報処理組織による申請等

- 1 都道府県知事は、本要綱第8第1項の規定による交付の申請、第11の規定による申請の取下げ、第13第1項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第15第1項の規定による事業遅延の届出、第16第1項の規定による状況報告、第17第1項の規定による概算払請求、第18第1項の規定による実績報告、第18第2項の規定による年度終了実績報告、第18第4項の規定による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、第23第4項の規定による財産の処分の承認申請、第27の規定による事業実施状況の報告、第28の規定による事業の評価の報告及び別記2のIの第2の2に定める成果の妥当性等の協議（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「eMAFF」という。）を使用する方法により行うことができる。

ただし、eMAFFを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわら

ず、eMAFFにより提供する様式によるものとする。

- 3 地方農政局長等は、第1項の規定により交付申請等が行われた都道府県知事に対する通知、承認、指示及び命令については、eMAFFを使用する方法によることができる。
- 4 都道府県知事が第1項の規定により交付申請等を行う場合は、eMAFFのサービス提供者が別に定めるeMAFFの利用に係る規約に従わなければならない。

第8 取組ごとの留意事項

取組ごとの留意事項については以下に定めるもののほか、農産局長等が別に定めるところによるものとする。

1 周辺環境への配慮

卸売市場施設等の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。

2 交付対象事業の公表

本対策の適正実施と透明性の確保を図るため、都道府県知事は、交付対象事業が完了した場合、実施した事業の概要について、都道府県のホームページへの掲載等により、事業実施年度の翌年度の7月末までに公表を行うものとする。

3 PFI法の活用

本対策により、地方公共団体が卸売市場施設等を整備する場合は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）の活用に努めるものとする。

4 推進指導等

- (1) 都道府県知事は、事業実施主体の代表者、役員又は職員等が、本対策の実施に関連して不正な行為をし、又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対して当該不正な行為等に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)に該当する事業実施主体が新たに本対策の実施を要望する場合、事業実施主体から報告を受けた当該不正行為等の真相及び発生原因、事業実施主体において講じられた再発防止のための是正措置等の報告内容が、本対策の適正な執行を確保する上で不十分であると認められるときは、当該事業を行わないものとする。

5 管理運営

(1) 管理運営

事業実施主体は、本対策により交付金を受けて整備した卸売市場施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

(2) 指導監督

都道府県知事は、本対策の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の長（管理を委託している場合は管理主体の長。）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、都道府県知事は、関係書類の整備、卸売市場施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

(3) 交付金の経理の適正化

交付金に係る経理は、「都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について」（平成7年11月20日付け7経第1741号農林水産事務次官依命通知）により厳正に行うものとする。

(4) 対策名等の表示

本対策により整備した基幹施設等には、本対策名等を表示するものとする。

Ⅱ－１ 卸売市場施設整備の推進

第１ 取組の概要

中央卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「市場法」という。）第4条第1項に基づく認定を受けた卸売市場又は同項に基づく認定を受けることが確実と認められる卸売市場をいう。以下同じ。）及び地方卸売市場（市場法第13条第1項に基づく認定を受けた又は受けることが確実と認められる卸売市場をいう。以下同じ。）であって、開設者を含む市場関係者による物流の標準化・デジタル化の検討体制が構築されており、かつ、事業継続計画（BCP）を策定した卸売市場が、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）第5条第1項に基づく認定を受けた食品等流通合理化計画（以下「認定計画」という。）に従って実施する施設の改良、造成又は取得（以下「整備」という。）であって、以下の取組に該当するものに対し支援。

- 1 品質・衛生管理高度化施設整備の取組
- 2 物流効率化に向けた施設整備の取組
- 3 卸売市場統合・連携促進施設整備の取組
卸売市場統合・連携を促進するもののうち、以下に掲げるもの
 - （1）他の卸売市場との統合に係る施設の整備
 - （2）他の卸売市場との連携に係る共同集出荷施設の整備
 - （3）産地・実需者との連携に係る施設の整備
- 4 輸出促進対応卸売市場施設整備の取組
- 5 卸売市場防災対応施設整備の取組
 - （1）既存卸売市場における地震に係る災害の未然防止や被害の軽減等に必要な耐震化及び災害発生時に業務を継続するために必要な最低限度の防災対策の整備
 - （2）重要インフラの緊急点検に関する関係閣僚会議（平成30年9月21日）を受けて、重要インフラの緊急点検を実施した卸売市場（以下「緊急点検卸売市場」という。）が作成する事業継続計画（BCP）に即して実施する非常用電源の整備
 - （3）緊急点検卸売市場が実施する国土強靱化に資する防災・減災のための整備

第２ 取組の実施基準等

- 1 実施方法及び施設に関する共通基準
 - （1）PFI事業の活用
地方公共団体が事業実施主体となる中央卸売市場及び地方卸売市場の施設の整備を実施する場合であって、以下の要件のすべてに該当するときは、原則としてPFI事業の活用を図るものとする。
 - ア 当該施設の整備に要する工事費が10億円以上であること。
 - イ 当該施設の整備が既存の建造物に併設するものでないこと。
 - （2）施設の衛生管理
食品衛生法（昭和22年法律第233号）、と畜場法（昭和28年法律第114号）その他の食品安全に関する法令に即して衛生管理を行うこと。
- 2 事業実施に関する共通事項
 - （1）整備の方針
市場法第3条に定める卸売市場に関する基本方針（以下「基本方針」という。）に即した施設の整備に努めるものとする。
 - （2）施設の整備規模
施設の整備規模については、取扱数量の推移等の根拠に基づき算定することとし、認定計画に記載された食品等流通合理化事業を実施するために必要な投資の範囲内とする。
 - （3）第1の取組に要する経費に係る交付対象施設及び交付率は次のとおりとする。
 - ア 品質・衛生管理高度化施設整備の取組

交付対象施設	交 付 率
--------	-------

	中央卸売市場		地方卸売市場
	品質・衛生管理の高度化に資する中央卸売市場の施設の整備に要する経費のうち以下に係るもの (1) 新たに設置する卸売市場において実施する施設の整備に要する経費(移転再整備を含む。) (2) 既に設置している卸売市場において実施する施設の整備であって、次に掲げるすべての条件に該当するもの(以下「大規模整備」という。)に要する経費 ア 売場施設等を主体とした整備であること。 イ 当該整備によって売場施設等の機能が向上する部分の建築延べ面積(売場施設等が2階部分以上にわたるものであるときは、当該2階部分以上についての延べ床面積を加えるものとする。)が、当該整備を着手した日の属する年度の前年度末における売場施設等の建築延べ面積の2分の1以上又は20,000平方メートル以上に相当するものとなるものであること。 ウ 当該整備を着手した日の属する年度以降、事業実施計画に即した事業内容につき継続的に実施するものであること。	品質・衛生管理の高度化に資する中央卸売市場の施設の整備に要する経費のうち左記以外に要する経費	品質・衛生管理の高度化に資する地方卸売市場の施設の整備に要する経費
売場施設	4 / 10 以内	1 / 3 以内	1 / 3 以内
貯蔵・保管施設	4 / 10 以内	1 / 3 以内	1 / 3 以内
駐車施設	4 / 10 以内	—	1 / 3 以内 ※
構内舗装	1 / 3 以内	1 / 3 以内	1 / 3 以内
搬送施設	4 / 10 以内	1 / 3 以内	1 / 3 以内
衛生施設	4 / 10 以内	1 / 3 以内	1 / 3 以内
食肉関連施設	4 / 10 以内	1 / 3 以内	—

情報処理施設	4 / 10 以内	1 / 3 以内	1 / 3 以内
市場管理センター	1 / 3 以内	—	1 / 3 以内 ※
防災施設	1 / 3 以内	1 / 3 以内	1 / 3 以内
加工処理高度化施設	4 / 10 以内	1 / 3 以内	1 / 3 以内
選果・選別施設	4 / 10 以内	1 / 3 以内	1 / 3 以内
総合食品センター機能付加施設	1 / 3 以内	—	1 / 3 以内 ※
附帯施設	1 / 3 以内	—	1 / 3 以内 ※
上記施設の施設内容に準ずる施設	1 / 3 以内	1 / 3 以内	1 / 3 以内

(注) 品質・衛生管理高度化に直接資する施設のみを交付の対象とすることを基本とし、移転又は現在地再整備を実施する場合に限り、その他の施設も本取組による交付の対象とする。

※ 地方卸売市場の新設に限る。

イ 物流効率化に向けた施設整備の取組

交付対象施設	交 付 率		
	中央卸売市場		地方卸売市場
	物流効率化に資する中央卸売市場の施設の整備に要する経費のうち以下に係るもの (1) 新たに設置する卸売市場において実施する施設の整備の整備に要する経費（移転再整備を含む。） (2) 大規模整備に要する経費	物流効率化に資する中央卸売市場の施設の整備に要する経費のうち左記以外に要する経費	物流効率化に資する地方卸売市場の施設の整備に要する経費
売場施設	4 / 10 以内	1 / 3 以内	1 / 3 以内
貯蔵・保管施設	4 / 10 以内	1 / 3 以内	1 / 3 以内
駐車施設	4 / 10 以内	—	1 / 3 以内 ※
構内舗装	1 / 3 以内	1 / 3 以内	1 / 3 以内
搬送施設	4 / 10 以内	1 / 3 以内	1 / 3 以内
衛生施設	4 / 10 以内	1 / 3 以内	1 / 3 以内
食肉関連施設	4 / 10 以内	1 / 3 以内	—
情報処理施設	4 / 10 以内	1 / 3 以内	1 / 3 以内
市場管理センター	1 / 3 以内	—	1 / 3 以内 ※
防災施設	1 / 3 以内	1 / 3 以内	1 / 3 以内
加工処理高度化施設	4 / 10 以内	1 / 3 以内	1 / 3 以内
選果・選別施設	4 / 10 以内	1 / 3 以内	1 / 3 以内
総合食品センター機能付加施設	1 / 3 以内	—	1 / 3 以内 ※
附帯施設	1 / 3 以内	—	1 / 3 以内 ※
上記施設の施設内容に準ずる施設	1 / 3 以内	1 / 3 以内	1 / 3 以内

(注) 物流効率化に直接資する施設のみを交付の対象とすることを基本とし、移転又は現在地再整備を実施する場合に限り、その他の施設も本取組による交付の対象とする。

※ 地方卸売市場の新設に限る。

ウ 卸売市場統合・連携促進施設整備の取組

(ア) 他の卸売市場との統合に係る取組

交付対象施設	交 付 率
売場施設 貯蔵・保管施設 駐車施設 構内舗装 搬送施設 衛生施設 食肉関連施設 情報処理施設 市場管理センター 防災施設 加工処理高度化施設 選果・選別施設 総合食品センター機能付加施設 附帯施設 上記施設の施設内容に準ずる施設	他の卸売市場との統合を図るとされた中央卸売市場又は地方卸売市場の取扱数量の増加に資する施設の整備に要する経費 1 / 3 以内

(イ) 他の卸売市場との連携に係る取組

交付対象施設	交 付 率
共同集出荷施設	他の卸売市場との連携を図るとされた中央卸売市場又は地方卸売市場の取扱数量の増加に資する共同集出荷施設の整備に要する経費 1 / 3 以内

(ウ) 産地・実需者との連携に係る取組

交付対象施設	交 付 率
売場施設 貯蔵・保管施設 構内舗装 搬送施設 衛生施設 食肉関連施設 情報処理施設 防災施設 加工処理高度化施設 選果・選別施設 上記施設の施設内容に準ずる施設	産地・実需者との連携を図るとされた中央卸売市場又は地方卸売市場の取扱数量の増加に資する施設の整備に要する経費 1 / 3 以内

エ 輸出促進対応卸売市場施設整備の取組

交付対象施設	交 付 率		
	輸出促進に資する中央卸売市場の施設の整備に要する経費のうち以下に係	輸出促進に資する中央卸売市場の施設の整備に要する経費のうち左記以外	輸出促進に資する地方卸売市場の施設の整備に要する経費

	るもの (1) 新たに設置する卸売 市場において実施する 施設の整備に要する経 費（移転再整備を含 む。） (2) 大規模整備に要する 経費	に要する経費	
売場施設	4／10以内	1／3以内	1／3以内
貯蔵・保管施設	4／10以内	1／3以内	1／3以内
駐車施設	4／10以内	—	1／3以内 ※
構内舗装	1／3以内	1／3以内	1／3以内
搬送施設	4／10以内	1／3以内	1／3以内
衛生施設	4／10以内	1／3以内	1／3以内
食肉関連施設	4／10以内	1／3以内	—
情報処理施設	4／10以内	1／3以内	1／3以内
市場管理センター	1／3以内	—	1／3以内 ※
防災施設	1／3以内	1／3以内	1／3以内
加工処理高度化施設	4／10以内	1／3以内	1／3以内
選果・選別施設	4／10以内	1／3以内	1／3以内
総合食品センター機能付 加施設	1／3以内	—	1／3以内 ※
附帯施設	1／3以内	—	1／3以内 ※
上記施設の施設内容に準 ずる施設	1／3以内	1／3以内	1／3以内

※ 地方卸売市場の新設に限る。

オ 卸売市場防災対応施設整備の取組

交付対象施設	交付率				
	中央卸売市場又は 地方卸売市場が実 施する既存卸売市 場施設の耐震補強 に要する経費	中央卸売市場又は 地方卸売市場が実 施する防災対応に 要する経費	緊急点検卸売市場 が実施する非常電 源の整備に要する経 費	緊急点検卸売市場が実施する国土強靱化に 資する防災・減災のための整備に要する経 費のうち以下に係るもの (1) 移転再整備に要する経費 (2) 大規模整備に要する経費	
				中央卸売市場	地方卸売市場
売場施設	1/3以内	1/3以内	—	4/10以内	1/3以内
貯蔵・保管施設	1/3以内	1/3以内	—	4/10以内	1/3以内
駐車施設	1/3以内	1/3以内	—	4/10以内	1/3以内
構内舗装	—	—	—	1/3以内	1/3以内
搬送施設	1/3以内	1/3以内	—	4/10以内	1/3以内
衛生施設	1/3以内	1/3以内	—	4/10以内	1/3以内
食肉関連施設 ※	1/3以内	1/3以内	—	4/10以内	—
情報処理施設	1/3以内	1/3以内	—	4/10以内	1/3以内
市場管理センター	1/3以内	1/3以内	—	1/3以内	1/3以内
防災施設	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内
加工処理高度化施設	1/3以内	1/3以内	—	4/10以内	1/3以内
選果・選別施設	1/3以内	1/3以内	—	4/10以内	1/3以内

総合食品センター機能付加施設	1/3以内	-	-	1/3以内	1/3以内
附帯施設	1/3以内	-	-	1/3以内	1/3以内
上記施設の施設内容に準ずる施設	1/3以内	-	-	1/3以内	1/3以内

※（６）に掲げる施設に限る。

（４）交付対象施設の施設内容は次のとおりとする。

交付対象施設	施 設 内 容
売場施設	卸売場施設、仲卸売場施設、買荷保管・積込所施設及び荷捌き場施設
貯蔵・保管施設	低温倉庫施設、多温度管理型の冷蔵庫施設、高度な鮮度保持機能等を有する冷蔵庫施設、コンピューターによる入出庫管理機能等を有する倉庫施設又は冷蔵庫施設及び他の施設（売場施設、駐車施設、搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、選果・選別施設、総合食品センター機能付加施設又は上記施設の施設内容に準ずる施設）と複合的な構造となっている倉庫施設又は冷蔵庫施設
駐車施設	駐車場
構内舗装	駐車施設等（駐車施設のほか、売場施設、貯蔵・保管施設、搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、選果・選別施設、総合食品センター機能付加施設又は上記施設の施設内容に準ずる施設）と一体的に行う舗装
搬送施設	輸送、搬送のために必要な施設（場内物流効率化システム（自動荷捌き施設、自動搬送施設その他搬送機能の高度化に資する施設）を含む。）及び搬送資材管理施設
衛生施設	じんあい、汚水等の廃棄物の処理等に必要の施設であり、リサイクル処理施設、微生物処理施設その他の環境保全・衛生管理についての機能強化に資する施設
食肉関連施設	（６）に定める施設であつてと畜場法第４条第１項の規定により都道府県知事が設置を許可し、又は許可する見込みのある施設に係る食肉等衛生管理強化施設
食肉等衛生管理強化施設	（６）のキ及びケのうち、洗浄又は消毒に必要な設備及び給湯設備並びに同アからケのうち、と畜場法施行規則別表第一に掲げる部分等の焼却に必要な設備、と畜場法施行規則別表第一に掲げる部分による枝肉及び食用に供する内臓の汚染を防止するための設備並びに可食内臓等の区分管理のための収納設備
情報処理施設	L A N 幹線、サーバ、クライアント、アダプタ等情報ネットワーク通

	信基盤システム並びに同システムに接続されるせり機械設備及び入荷量等表示設備
うち交付の対象外のもの	ネットワーク通信システムに接続されないせり機械設備及び入荷量等表示設備
市場管理センター	管理事務、業者事務について、次のアからウに掲げるいずれかの機能強化に資する施設 ア 場内LAN、危機管理システムの整備等インテリジェント化に対応していること イ 料理教室、見学者コーナー等一般市民に開放するための展示・見学施設、研修施設等利用高度化に対応していること ウ 省エネルギーシステム、食品品質管理システム、省力システム、労働環境の改善等高機能化されていること
うち交付の対象外のもの	保健医療関係以外の福利厚生施設
防災施設	防火、消火等災害を防止するための火災報知器、感知器、消火栓、スプリンクラー、消防署への直接連絡システム、避雷針及び非常用電源等防災機能に資するための施設（卸売市場防災対応施設整備により卸売市場施設の災害等に対する防災対策と一体的に整備する場合に限り、非常用照明装置等の設置ができることとし、地震以外の災害に対応するための補強等（老朽化した施設の壁面補強も含む。）、災害等に起因して発生する二次災害（火災等）に対応するための整備及び前記以外の物品等購入費用は交付の対象外とする。）
加工処理高度化施設	小分け処理施設、包装処理施設等加工処理を高度に行うことによって小売支援等機能が付与される施設
選果・選別施設	産地と連携した取扱物品の選果・選別等の集荷機能の高度化・強化を図るために必要な施設
総合食品センター機能付加施設	その存在により卸売市場並びに開設者、卸売業者及び仲卸業者等の卸売市場関係者に対して便益の提供等が図られ、卸売市場としての機能及び付加価値の向上、総合食品センター機能の強化に資することとなる関連事業施設
附帯施設	他の施設（売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設、搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、選果・選別施設、総合食品センター機能付加施設又は上記施設の施設内容に準ずる施設）と一体整備する電気通信設備、給排水設備、冷暖房設備及びガス設備（電気通信設備、給排水設備、冷暖房設備及びガス設備に係る工作物を独立して整備する場合を含む。）
上記施設の施設	交付対象施設の欄の上記の施設に掲げる施設内容に準ずる施設であ

内容に準ずる施設	って、市場機能の向上を図る上で特に必要であると都道府県知事が認める施設
共同集出荷施設	卸売市場の用地外に整備する共同で集出荷を行うための施設

(5) 上限建築単価

下表に掲げる施設にあつては、上限建築単価を超える部分について、交付の対象外とする。

ただし、下表は建物部分に限るものとし、売場施設、貯蔵・保管施設、加工処理高度化施設及び選果・選別施設に係る防熱工事並びに機械設備、駐車施設、構内舗装、搬送施設、衛生施設、食肉関連施設（中央卸売市場に限る。）、情報処理施設、防災施設及び附帯施設については、個々に積算することができるものとする。

施設区分	構 造	上限建築単価		
		一般地域	多雪地域	沖縄地域
		円/㎡	円/㎡	円/㎡
売場施設	鉄骨構造(平屋)	113,000	124,000	124,000
貯蔵・保管施設(倉庫施設)	鉄骨構造(重層)	132,000	145,000	145,000
	鉄筋コンクリート構造(平屋)	125,000	125,000	138,000
駐車施設	鉄筋コンクリート構造(重層)	202,000	202,000	223,000
市場管理センター				
加工処理高度化施設				
選果・選別施設				
総合食品センター機能付加施設				
上記施設の施設内容に準ずる施設				
共同集出荷施設				
貯蔵・保管施設(冷蔵庫施設)	鉄骨構造	159,000	174,000	174,000
	鉄筋コンクリート構造	189,000	189,000	208,000

(注) 1 多雪地域とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第86条第3項の規定により特定行政庁が定める垂直最深積雪量が1m以上の地域、沖縄地域とは沖縄県、一般地域とは多雪地域及び沖縄地域以外の地域をいう。

2 上限建築単価には、消費税を含む。

(6) 食肉関連施設

食肉関連施設として定めるものは、既に設置されている食肉中央卸売市場に併設すると畜場に係るものであって次に掲げるものとする。

- ア 係留所
- イ 生体検査所及び検査用機械器具
- ウ 処理室及び処理設備
- エ 検査室及び検査用機械器具

- オ 消毒所、隔離所
- カ 汚物処理設備
- キ 冷蔵室及び冷却冷蔵設備
- ク 作業員室
- ケ と場に係る電気通信等附帯設備

(7) 施設に係る工作物

衛生施設、防災施設及び附帯施設に含まれる工作物（以下「衛生施設等」という。）については、売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設（立体駐車場及び地下駐車場）、市場管理センター、加工処理高度化施設、選果・選別施設及び総合食品センター機能付加施設と一体的に整備する場合には、それぞれ当該施設に含まれる工作物として取り扱うことができるものとする。その場合の当該衛生施設等の交付対象施設は、交付対象施設ごとの建築延べ面積（2階以上にわたるものであるときは、2階以上の部分についての延べ床面積を加えるものをいう。）を比較し、その面積が最大の施設とする。

(8) 大規模整備

ア 大規模整備に係る搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、選果・選別施設、総合食品センター機能付加施設、附帯施設又は上記施設の施設内容に準ずる施設については、売場施設等の工事と工程上一体として、或いは、機能上併行して行わなければならない施設とする。

イ 大規模整備である場合は、事業実施主体が作成する事業実施計画等に、大規模整備の条件に合致する理由及びアに規定する施設である理由を記載すること。

(9) 施設の整備を実施するに当たり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第7条に基づき選定された特定事業を実施する選定事業者（以下「PFI選定事業者」という。）が事業を実施する場合は、以下の点に留意するものとする。

ア 中央卸売市場又は地方卸売市場において、PFI法第5条に基づく実施方針を定め、かつ、認定計画に従って事業を実施するものであること。

イ PFI法第14条第1項に基づく事業契約等を踏まえ、当該事業の適正かつ確実な実施の確保が見込まれること。

ウ 当該事業の実施に係る資金の確保が確実と見込まれること。

エ 他の卸売市場と統合を行う中央卸売市場又は地方卸売市場にあつては、取扱数量の増加に資する施設の整備を実施するものであること。

オ 他の卸売市場と連携した集荷・販売活動を行う中央卸売市場又は地方卸売市場にあつては、次に掲げる要件に合致するものであること。

(ア) 取扱数量の増加に資する施設の整備を実施するものであること。

(イ) 集荷若しくは販売の共同化に係るネットワーク構築の協定や共同計画等に参画している又は参画することが確実と見込まれること。

(ウ) 集荷又は販売の共同化を図る他の卸売市場と同じ部類を有していること。

(エ) 整備を実施する施設が消費者の鮮度保持志向に対応するものと認められること。

カ 産地・実需者と連携した集荷・販売活動を行う中央卸売市場又は地方卸売市場にあつては、次に掲げる要件に合致するものであること。

(ア) 取扱数量の増加に資する施設の整備を実施するものであること。

(イ) 集荷若しくは販売の共同化に係るネットワーク構築の協定や共同計画等に参画している又は参画することが確実と見込まれること。

(ウ) 整備を実施する施設が産地・実需者の要望を満たす施設であること。

キ 施設の管理運営

地方公共団体は、この事業により整備を実施した施設について、PFI法に基づく基本方針等を踏まえ、事業の目的に照らして、適正かつ効率的な管理運営の確保を図るものとする。

(10) 事業を実施する場合は、以下の点に留意するものとする。

ア 施設の整備が、基本方針等に照らして妥当なものであり、かつ、適切な規模及び機能を有

するものであること。また、施設の整備は、交付対象施設の品質・衛生管理高度化、物流効率化、卸売市場統合・連携促進、輸出促進対応又は防災対応のいずれかの機能向上を伴うものでなければならないこと。老朽化等による施設の機能低下を原状回復させるための修繕等は、施設の機能向上を伴わないため施設の整備に該当しない。そのため、事業実施計画には、交付対象施設の機能向上に関する項目を記載し、施設の整備が機能向上を伴うものであることを明確にすること。

イ 当該施設の設置後の管理運営が適正かつ効率的に行われると見込まれること。

ウ 当該施設の設置に係る資金の確保が確実と認められること。

エ 原則として耐用年数がおおむね5年以上の施設の整備であること。

オ 工事の請負は、原則として競争入札に付して行うものであること。

カ 交付対象経費は、原則として当該卸売市場の開設者（地方公共団体以外の開設者にあつては都道府県又は市町村）において使用されている単価等を基準として、当該地域の実情に即した現地実勢価格により算出するものであること。また、交付対象経費と交付対象外経費（事業の実施に必要な既存施設の解体及び撤去に要する経費等を含む。）を明確に区分できない場合、面積等の条件に応じ按分計算等の方法を用いて、交付対象経費の額を算出すること。

(11) 施設の取得

ア 施設の取得は、卸売市場の整備を図る上から効率的で必要かつやむを得ない場合とする。

イ 取得の対象となる施設は、取得後においても相当期間使用可能な施設とする。

(12) 実施設計費の配分方法等

実施設計の交付対象施設ごとの配分方法等については、次のとおりとする。

ア 実施設計費については、交付対象施設ごとの工事費の比率により配分するものとする。

イ 工事施工に係る設計監理、監督料については、アと同様の取扱いとするものとする。

ウ 設計委託以外の各種調査委託費については、原則としてアに準じた取扱いとするものとする。

エ 帰属する施設区分が明らかなものについては、該当する施設区分に含めるものとする。

(13) 共済制度等への加入

本対策により施設を整備する場合にあつては、天災等により被災した際に損失を補填し、円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあつては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。

なお、事業実施主体は、別記2のIの第2の3に定める事業実施状況報告書の提出にあわせて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを都道府県知事に提出するものとする。

(14) 指導及び助言

都道府県は、事業の適正かつ確実な実施を図るため、事業実施主体に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。

(15) 施設の管理運営

ア この事業により整備を実施した施設の管理運営は、事業実施主体が行うものとする。

イ 事業実施主体は、この事業により設置した施設の管理運営規程を定め、事業の目的に照らして適正かつ効率的に当該施設の管理運営を行うものとする。

ウ 事業実施主体は、イの管理運営規程を定め、又は変更しようとするときは、都道府県知事の承認を受けるものとする。

3 個別事項

(1) 品質・衛生管理高度化施設整備の取組

ア 事業実施主体

a 中央卸売市場の開設者

b 地方卸売市場の開設者

c 中央卸売市場又は地方卸売市場の卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者で構成する団体であつて、中小企業等協同組合法の規定に基づき設立された事業協同組合

又は協同組合連合会（以下「事業協同組合等」という。）

d cに掲げる法人が主たる出資者又は出えん者となっている法人（cに掲げる法人を除く。）

e PFI選定事業者

f 特認団体（a～eに掲げる者以外の者であって、施設の導入等により卸売市場の品質・衛生管理の高度化が図られるものとして、地方農政局長等が特に適当と認める者をいう。）

イ 事業の要件

以下に掲げる全ての要件を満たすものとする。

a 開設者を含む市場関係者による物流の標準化・デジタル化の検討体制が構築されており、かつ、事業継続計画（BCP）を策定した中央卸売市場又は地方卸売市場が認定計画に従って実施する施設の整備であること。

b 産地・実需者から求められる品質・衛生管理に対応するためのコールドチェーンの確立や、HACCPに対応するなど卸売市場の取扱物品の品質・衛生管理機能を高度化させるためのものであること。

（2）物流効率化に向けた施設整備の取組

ア 事業実施主体

a 中央卸売市場の開設者

b 地方卸売市場の開設者

c 事業協同組合等

d cに掲げる法人が主たる出資者又は出えん者となっている法人（cに掲げる法人を除く。）

e PFI選定事業者

f 特認団体（a～eに掲げる者以外の者であって、施設の導入等により卸売市場の物流の効率化が図られるものとして、地方農政局長等が特に適当と認める者をいう。）

イ 事業の要件

以下に掲げる全ての要件を満たすものとする。

a 開設者を含む市場関係者による物流の標準化・デジタル化の検討体制が構築されており、かつ、事業継続計画（BCP）を策定した中央卸売市場又は地方卸売市場が認定計画に従って実施する施設の整備であること。

b 卸売市場内の搬送経路の最適化や市場内外における交通渋滞等を緩和させるなど、卸売市場の物流を効率化させるために実施するものであること。

（3）卸売市場統合・連携促進施設整備の取組

ア 他の卸売市場との統合に係る取組

（ア）事業実施主体

他の卸売市場との統合を行う以下に掲げる者

a 中央卸売市場の開設者

b 地方卸売市場の開設者

（イ）事業の要件

以下に掲げる全ての要件を満たすものとする。

a 開設者を含む市場関係者による物流の標準化・デジタル化の検討体制が構築されており、かつ、事業継続計画（BCP）を策定した中央卸売市場又は地方卸売市場が認定計画に従って実施する施設の整備であること。

b 取扱数量の増加に資する施設の整備を実施するものであること。

イ 他の卸売市場との連携に係る取組

（ア）事業実施主体

他の卸売市場との連携を図るとされた中央卸売市場又は地方卸売市場の卸売業者を含む事業協同組合等

（イ）事業の要件

以下に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- a 事業協同組合等が認定計画に従って実施する施設の整備であり、かつ、他の卸売市場との連携を図るとされた中央卸売市場又は地方卸売市場の取扱数量の増加に資する共同集出荷施設の整備であること。
- b 集荷若しくは販売の共同化に係るネットワーク構築の協定や共同計画等に参画している又は参画することが確実と見込まれること。

ウ 産地・実需者との連携に係る取組

(ア) 事業実施主体

産地・実需者と連携した集荷・販売活動を行う、以下に掲げる者

- a 中央卸売市場の開設者
- b 地方卸売市場の開設者
- c 事業協同組合等
- d cに掲げる法人が主たる出資者又は出えん者となっている法人（cに掲げる法人を除く。）
- e PFI選定事業者
- f 特認団体（aからeまでに掲げる者以外の者であって、施設の導入等により産地・実需者との連携が図られるものとして、地方農政局等が特に適当と認める者をいう。）

(イ) 事業の要件

以下に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- a 開設者を含む市場関係者による物流の標準化・デジタル化の検討体制が構築されており、かつ、事業継続計画（BCP）を策定した中央卸売市場又は地方卸売市場が認定計画に従って実施する施設の整備であること。
- b 取扱数量の増加に資する施設の整備を実施するものであること。
- c 集荷若しくは販売の共同化に係るネットワーク構築の協定や共同計画等に参画している又は参画することが確実と見込まれること。

(4) 輸出促進対応卸売市場施設整備の取組

ア 事業実施主体

- a 中央卸売市場の開設者
- b 地方卸売市場の開設者
- c 事業協同組合等
- d cに掲げる法人が主たる出資者又は出えん者となっている法人
- e PFI選定事業者
- f 特認団体（a～eに掲げる者以外の者であって、施設の導入等により当該卸売市場を経由した輸出の促進が図られるものとして、地方農政局長等が特に必要と認める者をいう。）

イ 事業の要件

以下に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- a 開設者を含む市場関係者による物流の標準化・デジタル化の検討体制が構築されており、かつ、事業継続計画（BCP）を策定した中央卸売市場又は地方卸売市場が認定計画に従って実施する施設の整備であること。
- b 当該施設を整備することにより輸出の促進が図られると認められるものであること。
- c 取扱数量の増加に資する施設の整備を実施するものであること。
- d 輸出促進に向けた取組が行われ又は行われることが確実と見込まれ、取扱数量の増加の見込み等を含む事業計画を有するものであること。
- e 別記1の別紙様式7号により当該卸売市場の輸出拡大計画を作成していること。
- f GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）会員であること。

(5) 卸売市場防災対応施設整備の取組

ア 既存卸売市場施設の耐震補強の整備の取組

(ア) 事業実施主体

中央卸売市場又は地方卸売市場の開設者

(イ) 事業の要件

以下に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- a 開設者を含む市場関係者による物流の標準化・デジタル化の検討体制が構築されており、かつ、事業継続計画（BCP）を策定した中央卸売市場又は地方卸売市場が認定計画に従って実施する施設の整備であること。
- b 既存卸売市場施設の耐震性能を向上させる耐震補強の整備であり、当該施設を新たな施設に更新するものではないこと。
- c 中央卸売市場又は地方卸売市場が、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）に基づく都道府県耐震改修促進計画に即して実施する耐震補強の整備であること。
- d 事業開始年度を含む5年以内に実施した耐震診断の結果、耐震改修促進法第4条第1項に規定する「建築物の耐震診断改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年国土交通省告示第184号）に基づき、地震の震動及び衝撃に対して倒壊若しくは崩壊する危険性がある又は当該危険性が高いと判断（ $I_s < 0.6$ 又は $I_w < 1.0$ ）された既存卸売市場施設を対象とするものであり、かつ、耐震補強の整備後において当該危険性が低いと判断（ $I_s \geq 0.6$ 又は $I_w \geq 1.0$ ）される見込みとなること等を含む事業計画を有するものであること。

イ 防災対応の整備の取組

(ア) 事業実施主体

中央卸売市場又は地方卸売市場の開設者

(イ) 事業の要件

以下に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- a 開設者を含む市場関係者による物流の標準化・デジタル化の検討体制が構築されており、かつ、事業継続計画（BCP）を策定した中央卸売市場又は地方卸売市場が認定計画に従って実施する施設の整備であること。
- b 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく地域防災計画に即して実施する卸売市場施設の防災対応のための整備（非常用電源の整備は除く）であり、当該整備と一体的に行う場合に限り、防災設備（非常用照明装置等）を交付対象とすることができることとする。

ただし、防災設備の設置は、災害時等の緊急時に業務を継続するために必要な最低限度のものとする。

ウ 非常用電源の整備の取組

(ア) 事業実施主体

緊急点検卸売市場の関係者であって、次に掲げる者

- a 中央卸売市場の開設者
- b 地方卸売市場の開設者
- c 事業協同組合等
- d cに掲げる法人が主たる出資者又は出えん者となっている法人（cに掲げる法人を除く。）
- e PFI選定事業者
- f 流通業者
- g 特認団体（a～fに掲げる者以外の者であって、施設の整備等により卸売市場の防災対応が図られるものとして、地方農政局長等が特に適当と認める者をいう。）

(イ) 事業の要件

以下に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- a 開設者を含む市場関係者による物流の標準化・デジタル化の検討体制が構築されており、かつ、事業継続計画（BCP）を策定した中央卸売市場又は地方卸売市場が認定計画に従って実施する施設の整備であること。

- b 事業継続計画（BCP）に即して実施する非常用電源の整備であり、生鮮食料品等の安定供給に資するものであること。
- エ 国土強靱化に資する防災・減災のための整備の取組
- （ア）事業実施主体
- 緊急点検卸売市場の関係者であって、次に掲げる者
- a 中央卸売市場の開設者
 - b 地方卸売市場の開設者
 - c 事業協同組合等
 - d cに掲げる法人が主たる出資者又は出えん者となっている法人（cに掲げる法人を除く。）
 - e PFI選定事業者
 - f 特認団体（a～eに掲げる者以外の者であって、施設の整備等により卸売市場の防災・減災対応が図られるものとして、地方農政局長等が特に適当と認める者をいう。
- （イ）事業の要件
- 以下に掲げる全ての要件を満たすものとする。
- a 開設者を含む市場関係者による物流の標準化・デジタル化の検討体制が構築されており、かつ、事業継続計画（BCP）を策定した中央卸売市場又は地方卸売市場が認定計画に従って実施する施設の整備であること。
 - b 移転再整備又は大規模整備であり、かつ、施設の防災・減災のための整備であること。
 - c 当該施設を整備する卸売市場が所在する市町村等が策定している国土強靱化地域計画（強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化法（平成25年法律第95号）第13条に基づく計画をいう。）に、当該事業が位置づけられていること。
 - d 当該施設を整備する卸売市場において、停電時であっても継続的に生鮮食料品等を供給できるよう、非常用電源の設置等給電体制を確保すること。

Ⅱ－２ 共同物流拠点施設整備の推進

第１ 取組の概要

認定計画に従って実施する施設の整備であり、農林水産物等の共同配送等に必要なストックポイント等の物流拠点の施設の整備に対し支援。

第２ 取組の実施基準等

１ 事業の要件

- (１) 認定計画に従って農林水産物等の物流を効率化するために必要な共同物流拠点施設の整備を実施するものとし、複数の産地等と連携して集荷した多種多様な農林水産物等（以下「取扱品目」という。）を分荷し配送するための施設とすること。
- (２) 取扱品目の品質・衛生管理の高度化を図る施設とし、産地等から配送先まで一貫し、かつ、当該品目に適した温度管理を行うために整備する施設とすること。
- (３) 専用の搬入・搬出口及び取扱品目に応じた空調・換気機能を備えており、室温による品質劣化が懸念される品目がある場合には、当該品目に応じた温度管理を行う低温区画が設けられていること。

２ 事業実施主体

事業実施主体は、物流効率化に係るネットワーク構築の協定や共同計画等に参画している又は参画することが確実と見込まれる者であって、次に掲げる者とする。

- (１) 地方公共団体
- (２) 第３セクター
- (３) 事業協同組合等
- (４) (３) に掲げる法人が主たる出資者又は出えん者となっている法人（(３) に掲げる法人を除く。）
- (５) 農業協同組合又は農業協同組合連合会
- (６) 流通業者（中央卸売市場の開設者又は地方卸売市場の開設者の許可等を受けて卸売市場で業務を行う卸売業者、仲卸業者等に限る。）

３ 実施方法及び施設に関する基準

- (１) 次に掲げる要件を満たす上屋及び構内舗装を整備できるものとする。
 - ア 認定計画に従って実施する共同化による農林水産物等の物流を効率化させるために必要な機能を有する施設とし、当該施設を機能させるために必要な最小限度のものであること。
 - イ 当該施設の価額・価値とバランスが取れたものであること。
 - ウ 原則として、耐用年数がおおむね５年以上の施設の整備であること。
 - エ 工事の請負は、原則として競争入札に付して実施するものであること。
 - オ 交付対象経費は、原則として当該施設を設置する地方公共団体において使用されている単価等を基準として、当該地域の実情に即した現地実勢価格により算出するものであること。
- (２) 食品衛生法及びと畜場法その他の食品安全に関する法令に即して衛生管理を行うことができる施設とすること。
- (３) 施設の取得
 - ア 施設の取得は、共同物流拠点の施設の整備を図る上から効率的で必要かつやむを得ない場合とする。
 - イ 取得の対象となる施設は、取得後においても相当期間使用可能な施設とする。
- (４) 実施設計費の配分方法

実施設計費の交付対象経費ごとの配分方法等については、次のとおりとする。

 - ア 実施設計費については、交付対象施設ごとの工事費の比率により配分するものとする。
 - イ 工事施工に係る設計監理及び監督料については、アと同様の取扱いとするものとする。
 - ウ 設計委託以外の各種調査委託費については、原則としてアに準じた取扱いとするものとする。
 - エ 帰属する施設区分が明らかなものについては、該当する施設区分に含めるものとする。

(5) 共済制度等への加入

本対策により施設を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に損失を補填し、円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。

なお、事業実施主体は、別記2のⅠの第2の3に定める事業実施状況報告書の提出にあわせて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを都道府県知事に提出するものとする。

(6) 施設の管理運営

ア この事業により整備を実施した施設の管理運営は、事業実施主体が行うものとする。

イ 事業実施主体は、この事業により設置した施設の管理運営規程を定め、事業の目的に照らして適正かつ効率的に当該施設の管理運営を行うものとする。

ウ 事業実施主体は、イの管理運営規程を定め、又は変更しようとするときは、都道府県知事の承認を受けるものとする。

(7) 指導及び監督

都道府県は、事業の適性かつ確実な実施を図るため、事業実施主体に対し必要な指導及び監督を行うものとする。

(8) 交付対象及び交付率

共同物流拠点施設整備の交付対象施設は売場施設（荷捌き場施設に限る。）、貯蔵・保管施設、駐車施設、構内舗装、搬送施設、情報処理施設、防災施設、附属施設とし、交付率はⅡ－1の第2の2の（5）に掲げる上限建築単価を基に算出した交付対象事業費の1／3以内とする。

また、交付対象施設の施設内容はⅡ－1の第2の2の（4）に準じることとする。

なお、卸売市場の開設者、卸売業者及び仲卸業者が共同物流拠点施設の整備を実施する場合は、共同物流拠点としての業務に支障を与えない範囲で当該施設を卸売及び仲卸に関する業務への活用に努めるものとする。

4 その他

Ⅱ－1の第2の1並びに2の（7）、（9）、（10）及び（14）については、共同物流拠点施設において準用する。

別表３－２（卸売市場等支援タイプの事業実施計画）

メニュー	事業実施計画に記載すべき項目
食品流通の合理化 食品流通拠点施設 整備の推進	1 成果目標の妥当性に関する項目 別記１の別紙様式１号の１の（２）の２の食品流通の合理化を目的とする取組用に規定されている項目を含み記載するものとする。 2 費用対効果に関する項目 費用対効果分析通知に定めるところにより算出するものとし、その算出根拠を併記又は添付するものとする。 3 事業概要に関する項目 （１）事業前後の比較（施設の面積・構造、導入設備能力等） （２）当年度工期 （３）当年度事業費 （４）全体事業期間（複数年度の事業の場合） （５）全体事業費（複数年度の事業の場合） 4 事業を実施する理由に関する項目 （１）現状と課題 （２）課題を解決するための対応方向・方針（食品等の流通合理化及び取引の適正化に関する法律（平成３年法律第59号）第５条第１項に基づく認定を受けた食品等流通合理化計画を添付すること。） （３）対応方向・方針を具体化する事業の内容 5 交付対象事業費等計算表に関する項目（個々の建物、機械ごとに整理） （１）事業費（工事費、実施設計費、工事雑費） （２）交付対象事業費（工事費、実施設計費、工事雑費） （３）交付率 （４）財源内訳（強い農業づくり総合支援交付金、地方債、一般財源、その他） 6 交付対象施設の機能向上に関する項目（個々の建物、機械ごとに整理） 事業の実施が、交付対象施設の機能向上（品質・衛生管理高度化、物流効率化、卸売市場統合連携促進、輸出促進対応、防災対応のいずれかに限る。以下同じ。）に資する理由を、交付対象整備の内容とあわせて記載するものとする。 7 交付対象施設の整備規模の妥当性に関する項目 （１）整備規模 （２）必要規模及びその算定根拠 （３）整備規模が必要規模を超える場合の合理的な理由 8 複数年度の事業の全体計画及び年度別計画に関する項目（個々の建物、機械ごとに整理） （１）事業費 （２）交付対象事業費 （３）交付金の額

	9 繰越額に関する項目 (1) 前年度事業の年度内出来高及び当年度への繰越額 (2) 前年度分と当年度分の工程表 10 食肉関連施設整備実施計画に関する項目（個々の建物、機械ごとに整理） (1) 事業費 (2) 交付対象事業費 (3) 交付金の額 11 8のうちの新設市場建設又は大規模整備事業に関する項目 (1) 建設計画の概要 (2) 売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設及び構内舗装（以下「売場施設等」という。）の建築延べ面積（着工年度の前年度末）及び事業実施により機能向上が図られる部分の建築延べ面積（大規模整備に該当する場合のみに限る。） (3) 工事計画・工事工程表 (4) 売場施設等の工事と工程上一体として、若しくは、機能上併行して行わなければならない搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、選果・選別施設、総合食品センター機能付加施設、附帯施設若しくは上記施設内容に準ずる施設の整備であって当該整備を大規模整備として行う場合は、その施設名と売場施設等の工事と工程上一体として、又は、機能上併行して整備を行わなければならない理由 12 その他都道府県知事が事業の審査等を行うに当たって必要とする項目
--	---

別表４－２（卸売市場等支援タイプの事業実施状況報告及び評価報告）

メニュー	事業実施状況報告及び評価報告に記載すべき項目
食品流通の合理化 食品流通拠点施設 整備の推進	1 事業実施状況及び評価報告に関する一般的な項目 別記１の別紙様式５号の２の食品流通の合理化を目的とする取組用に規定されている項目 2 事業の効果及び改善方策に関する項目 「事業の効果」、「事業実施後の課題」及び「改善方策（改善が必要ある場合）」について記載するものとする。 3 その他事業実施状況報告及び評価報告に必要な項目

別表５－２（卸売市場等支援タイプにおける附帯事務費の率）

	附帯事務費	充当率
附帯事務費の率	１．０％以内	１／２以内

別表 6－2（卸売市場等支援タイプにおける附帯事務費の使途基準）

区 分	内 容
旅 費	普通旅費（設計審査、検査のため必要な旅費）
	日額旅費（官公署等への常時連絡及び工事の施行、監督、測量、調査又は検査のための管内出張旅費）
	委員等旅費（委員に対する旅費）
	会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う通勤に係る費用
賃 金 等	事業を実施するために直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費
給 料	会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う給与
報 酬	会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う報酬
職 員 手 当 等	会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、通勤手当、期末手当、特殊勤務手当、地域手当、初任給調整手当及びへき地手当
	会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う期末手当
報 償 費	謝金
需 用 費	消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費）
	燃料費（自動車等の燃料費）
	食糧費（当該事業遂行特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等）
	印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費）
役 務 費	修繕費（庁用器具類の修繕費）
使用料及び賃借料	通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等）
備 品 購 入 費	会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
市町村附帯事務費	当該事業実施に直接必要な機械器具等購入費
	当該事業実施において市町村が使用する、旅費、賃金、給料、報酬、共済費、報償費、需用費、役務費、使用料、賃貸借料及び備品購入費

注：市町村附帯事務費には、地方自治法第284条に定める一部事務組合、広域連合及び地方公共団体が主たる出資者となっている法人である場合を含む。